

安倍晋三氏の憲法論・憲法改正論

——国会での発言録集成——

2007年5月6日

作成 醍醐 聰

- (注) 1. 本資料は「国会会議録検索システム」を利用して、安倍晋三氏の国会での発言（質問あるいは答弁）の中から、「憲法」、「憲法改正」というキーワードでヒットしたものを新しいものから順に収録したものである。
2. ほぼ同じ内容の答弁が繰り返されている場合は、その中の1件のみを収録した。
3. 安倍氏の発言を理解する上で必要と判断した場合はその前の発言者（質問者）の発言も収録した。

166回 衆議院 本会議 2007年1月29日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 中川昭一議員にお答えをいたします。

憲法改正に関するお尋ねがございました。

私は、次の三つの観点から、**憲法を改正**すべきであると主張してまいりました。第一に、現行憲法が占領下で制定されたこと。第二に、制定から六十年を経て、新しい価値観、時代にそぐわない条文を見直すべきであること。第三に、私たち自身がこの国の形を語り、新しい時代を切り開いていくエネルギーを持つべきであること。

こうした背景を踏まえ、自由民主党は、立党五十年を機に、新憲法草案を取りまとめ、発表いたしました。今後、与野党において議論が深められることを強く期待しております。

第165回 参議院 本会議 2006年10月23日

犬塚直史君 民主党・新緑風会の犬塚直史です。

会派を代表して、議題となりましたテロ特措法の延長に反対の立場から質問を行います。

本題に入る前に、まず憲法改正に対する総理のお考えを伺います。

私は、安倍総理と同じ昭和二十九年生まれで、小学校時代の給食では脱脂粉乳を飲んで育ちました。国際機関の援助を受けていた日本が経済成長を遂げた戦後の時代であります。

その戦後生まれの総理が、憲法改正の理由として当時の日本が占領下にあったことを幾度となく指摘されています。しかし、占領下の国会でどんな審議が行われていたのか。日本国憲法の制定国会においてこれを審議した衆議院憲法改正特別委員会の芦田均委員長の報告演説がここにありますので、読ませていただきます。

諸君、この議事堂の窓から眺めてみまして、我々の目に映るものは何であるか。満目蕭条たる焼け野原であります。そこに横たわった数十万の死体、灰じんのバラックに朝夕乾く暇なき孤児と寡婦の涙、その中から新しき日本の憲法は生まれいずべき必然の運命にあったと内閣はお考えにならないのか。

これが六十年前の委員長報告の一部であります。

たとえ敗戦しても、我が国の国会は他国に強制されて憲法を制定したわけではない。たとえ占領下にあっても、国家の基本法たる憲法制定に他国の強制は受けない。そのような日本人の気概と希望を私は感じるのであります。

この芦田委員長報告に対し、六十年間はたちましたけれども、総理の御答弁をお願いいたします。

<以下、省略>

内閣総理大臣（安倍晋三君） 犬塚直史議員にお答えいたします。

日本国憲法制定の際の芦田委員長の御発言についてのお尋ねがありました。

現行憲法が持っている主権在民、自由と民主主義、そして基本的な人権、平和主義といった原則は普遍的な価値であり、当時の日本国民が希求していたものであるというのも事実であると思います。他方で、占領軍の影響下において憲法が制定されたことも事実であり、いかに中身がすばらしいものであっても、憲法が基本法である以上、その制定過程にはこだわらざるを得ないと考えています。こうした観点から、私は、やはり私たち自身の手で新しい憲法を作っていくことが必要であると考えております。

第 165 回 両院 国家基本政策委員会合同審査会 2006 年 10 月 18 日

内閣総理大臣（安倍晋三君） まず初めに、小沢党首より、私の総理就任に対してお祝いのお言葉をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。

言及をいただきました私の父が、恐らく小沢さんと私が与野党の党首として論戦を闘わせるとは想像だにしていなかったのではないかと、このように思うわけでございますが、国民の目の前で政策論争を闘わせ、私がどういう国づくりをしていきたいか、率直に述べていきたいと思っております。

まず、憲法について私がどのように考えているか、御質問をいただきました。

憲法につきましては、総理として憲法尊重義務があるということの上で申し上げれば、私は従来から**憲法を改正**するべきであると述べてまいりました。その理由として三点挙げてきたわけでございます。

まず第一点は、今、小沢党首が触れました現行憲法の制定過程でございます。もちろん最終的には国会の議決により制定されたわけでございますが、しかし、占領下にあつて、そしてやはり占領軍の影響下の中において憲法が制定されたのは間違いのない事実であります。中身がよければいいのではないかと人もいるわけですが、何といたしても憲法でありますし、基本法である以上、その制定過程にこだわらざるを得ないと私は考えたのでございます。やはり私たち自身の手でつくっていく必要があるのではないかと。

第二点目でございますが、憲法が制定されて半世紀以上の年月を経た中において、時代にそぐわなくなってきた条文もあるのではないかと、あるいはまた新たな価値、書き込むべき価値、権利も生じてきたのではないかと、つまり新しい時代にふさわしい憲法にしていく必要があるであろう。

そして三点目でございますが、まさに憲法というのは国の形であり、理想を示すものであります。この理想と形を私たち自身が議論し、書き上げていくことが新しい時代を切り開いていく精神に、これはつながっていくのではないかと。

以上の三点から、私は**憲法を改正**するべきである、こう述べてまいりました。

現在、私は自由民主党の総裁であると同時に行政の長でございます。自由民主党の総裁として、党首として、この憲法改正を政治スケジュールにのせていくためのリーダーシップを発揮してまいりたいと思っております。他方、これは解釈はいろいろあるわけでありますが、国会の三分の二の発議によって憲法は改正されるわけでございますが、まずは党同士が議論を深めていく、まさに議員同士が議論を深めていくべきであると考えているところから、行政の長としては、さらにこの議論が広がり深まっていくことを見守っていくべきである、こう考えているところでございます。

第165回 参議院 本会議 2006年10月4日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 福島みずほ議員にお答えをいたします。

<前略>

戦後レジームからの脱却の意味についてのお尋ねがありました。

我が国は、半世紀以上にわたって、自由と民主主義、そして基本的人権を守り、また経済的な繁栄も成し遂げてまいりました。私たちは、こうした我が国の今日までの歩みを誇るべきであると考えています。

しかしながら、この国の基本を形作る憲法や教育基本法などは、日本が占領されていた時代に制定されたまま半世紀以上を経て現在に至っています。私が戦後体制からの脱却という言葉で申し上げたかったことは、当時決まったものは変えられない、変えてはいけないという先入観のある時代はもう終わったということでもあります。

私は、初の戦後生まれの総理大臣として、二十一世紀にふさわしい日本の未来の姿あるいは理想を追求し、皆でそれを形にしていきたいと願っております。

憲法改正についてのお尋ねがありました。

現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、六十年近くを経て現在にそぐわないものとなっております。そのため、私は、私たち自身の手で二十一世紀にふさわしい日本の未来の姿あるいは理想を憲法として新しく書き上げていくことが必要であると考えています。

第165回 衆議院 本会議 2006年10月2日

内閣総理大臣（安倍晋三君） 中川秀直議員にお答えをいたします。

開かれた保守主義についてのお尋ねがありました。

私にとって保守とは、いわゆるイデオロギーではなく、日本及び日本人について考える際に、自分の生まれ育ったこの国に自信を持ち、今までの日本が紡いできた長い歴史を、その時代に生きた人たちの視点で見詰め直そうとする姿勢であると考えています。

一方で、そうした歴史に根差した保守主義という基盤の上にならながらも、それは閉鎖的あるいは排他的なものであってはならず、現実に対しても虚心に目を向けることで、開かれた保守主義を目指していきたいと思っております。

ナショナリズムについてのお尋ねがありました。

私の考えるナショナリズムとは、自分たちが生まれ、育ち、そしてなれ親しんだ自然や祖先、家族、また地域のコミュニティーに対する帰属意識であります。そういう帰属意識があるからこそ、だれかに言われなくとも、ごく自然なみずからの感情として、そうした自然や家族、地域に誇りを持ち、これらを壊さないように愛情を持って守ろうとする、そうしたものがナショナリズム

ムであると考えております。

<中略>

戦後日本の出発点、戦後日本の歩み、**憲法改正**の意義とそのプロセスについてのお尋ねがありました。

戦後の日本は、さきの大戦で国内外に大きな被害を与えたことへの率直な反省の上に立って、半世紀以上にわたって、自由と民主主義、そして基本的人権を守り、国際平和にも貢献してまいりました。そして、高度成長もなし遂げました。私たちは、こうして作り上げたこの国の形に堂々と胸を張るべきだと思います。

しかしながら、国の理想、形を物語るものである憲法は、日本が占領されている時代に占領軍の深い関与のもとで制定されたものであり、また、六十年近くを経て現実にそぐわないものとなっています。だからこそ、私たち自身の手で、二十一世紀にふさわしい日本の未来の姿あるいは理想を憲法として書き上げていくことが必要であると考えています。

与野党において議論が深められ、方向性がしっかりと出てくることを願っております。まずは、日本国憲法の改正手続に関する法律案の早期成立を期待します。(拍手)

第158回 衆議院 予算委員会 2003年11月25日

安倍委員 我が党は、あと二年で結党五十年を迎えるわけでありまして。誕生してはすぐ消えていく政党とはここが違うわけでありまして、その中で、今、総理に国家像についてお示しをいただいたわけでありまして、我々自由民主党におきましても、この結党五十年を前に、我が国のあるべき姿、また、さらなる五十年、我が党がどういう理念を持っていくべきかについて、しっかりと議論をしてみたい、そのための結党五十年プロジェクトを立ち上げていきたい、こう考えております。

その中で、我々は、この結党五十年までに新しい憲法草案をまとめる、そう選挙でお約束をしているわけでありまして。

私は、三つの理由で**憲法を改正**するべきである、こう考えております。

一つは、やはり現行憲法の制定過程でございます。占領軍であるGHQの一部の人たちが短期間に書き上げたのが、この現行憲法であります。結果がよければ、中身がよければいいという議論もあるわけでありまして、やはり国の基本法でございますから、その成立過程を問題にせざるを得ない、こう思っております。

また、二つ目は、この憲法ができてもう既に半世紀以上が経過をしております。昭和から平成へ、そして二十世紀から二十一世紀へと時が移ったわけでありまして、時代に適合できない条文もあるわけでありまして。その意味からもやはり憲法を改正するべきである、こう考えております。

そして、三つ目は、新しい時代に向かって私たちの手で新しい憲法をつくっていかうという、この創造的な精神がまさに新しい時代を切り開いていくことにつながっていく、このように思っています。そういう気分がみなぎってくることも、私は、極めてこの国の改革をしていく上で重要である、このように考えております。

<以下、省略>

第154回 衆議院 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会 2002年7月3日

安倍内閣官房副長官 国連のもとの平和活動については、我が国は、国際の平和と安全を実現

するために憲法の枠内で協力することとしているわけでございます。

他方、憲法第九条のもとで許容される我が国の武力の行使は、あくまでも自衛権の発動としての必要最小限度のものに限られると解されるところでございます。従来、国連のもとで行われている類型の平和活動のうち武力の行使に当たる行為は一般に自衛権の発動としてのものではない、このように考えているところでございます。我が国としてこれを行うことは憲法上許されないという解釈をとっております。

第147回 衆議院 憲法調査会 2000年5月11日

安倍（晋）委員 本日は、衛藤晟一議員のかわりに出席をさせていただきました。初めて出席をさせていただきましたが、当調査会において、憲法についてこうして自由に議論ができるというのは大変すばらしいことであろうと私は思います。

特に、この制定過程、また憲法のいろいろな問題点が明らかになってきたわけでありまして、かつては全く憲法についてはこうした議論すらできなかつたわけでありまして。たとえ王様が裸であっても、裸であるということ、王様の権威の前へひれ伏してしまつてもできなかつたという状況に似ていたのではないかと、やつと王様は裸であるということが言えるようになったのではないかと、私はこのように今思っているところであります。

まず制定過程についてであります。この制定過程については、公布されたのが昭和二十一年、終戦の次の年でありますから、まさに全く占領下にある。終戦の次の年であれば、これはだれが考えたって、大きな強制の中でこの憲法の制定が行われたというのは本当に常識なんだろう、私はこういうふうに思っております。

その中で、しかし、結果としてできた憲法がよければいいじゃないかという議論があることも事実であります。しかし、私は、占領中にできた、そのことはハーグ条約等に違反しているということもあります。それよりも、やはりこれは私たち日本人の精神に大きな影響を、この五十年間に結果として及ぼしているのではないかと、このように思います。強制のもとで、ほとんどアメリカのニューディーラーと言われる人たちの手によってできた憲法を私たちが最高法として抱いているということが、日本人にとって、心理に大きな、精神に悪い影響を及ぼしているんだろう、私はこのように思います。

ですから、そういう意味で、今度こそ根本的に私たちは私たちの手で新しい憲法をつくっていくということが、私は極めて重要なんだろうと思います。

そしてまた、憲法の前文でございますが、この憲法の前文に、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」こういうふうにあるわけでありまして。では、この「平和を愛する諸国民」というのは一体だれなんだということでございますが、例えば、国連の常任理事国、P5の国、この五大国は、この戦後五十数年間、すべて戦争をしているわけでありまして。ですから、そういう意味においては、この前文は全く白々しい文であると言わざるを得ないだろう、私はこういうふうに思うわけでありまして。

そしてまた、この前文によって、私どもの中に安全保障という観念がすっぽりと抜け落ちてしまっていると言わざるを得ないのではないかと、このように思います。例えば外国為替及び外国貿易法につきましても、海外への送金をストップする、あるいは物をストップするための発動要件としては、国際的な要請あるいは国際的な取り決めによってはストップすることができるわけでありまして、我が国の安全保障上の理由によっては送金もとめられない、あるいは物を輸出することもやめられないというわけでありまして、外国には、大体これはほとんどの国に、その

国の安全保障上の理由でストップできるということに発動要件としてなっているわけでありませう。

なぜこの発動要件の中に我が国の安全保障上の理由でということがないかといえば、これはまさに、前文にここで戻ってくるわけでありまして、平和を愛する諸国民に私たちの安全をゆだねているわけでありませう。つまり、我が国の安全保障上という理由はないんだと。まさにこれは、外国が決めていただいたことであればやるということにほかならないわけでありまして、我が国が何か起こさない限り、大きなそういう戦争ということにはならないんだということにほかならないわけでありませう。

ですから、そういう意味で、私は、まずこの前文から全面的に見直していく必要があるんだらう、こういうふうにするわけでありませう。

それと、九条と個別的自衛権また集団的自衛権との関係について申し上げたいわけでありませうが、国連憲章の中にも九条に似た条文がございます。しかし、それと同時に、集団的自衛権と個別的自衛権があるということが明記してあるわけでありませう。そしてまた、我が国が米国と結んでいる日米安全保障条約の前文にも、両国に個別的自衛権と集団的自衛権が存在することを確認しているわけでありませう。その中で安全保障条約であって、また国連の中での活動であるわけでありませうから、この中で、集団的自衛権を、権利はあるけれども行使できないというのは、私は極めて無理があるんだらうと思ひませう。

集団的自衛権というのは個別的自衛権と同じようにドロワナチュレル、つまり自然権なんですな。自然権というのは、むしろこれはもともとある権利でありますから、まさに憲法をつくる前からある権利というふうには私は考えるべきなのではないか、こういうふうには思ひませう。

そもそも、この集団的自衛権は、権利としてはあるけれども行使できないというのは極めておかしい理論であって、かつてあった禁治産者、今はありませんけれども、禁治産者の場合は、財産の権利はあるけれども行使できないということでありませうから、まさに我が国が禁治産者であるということを宣言するような極めて恥ずかしい政府見解ではないか、このように私は思ひませうので、これは九条のいかににかかわらず、集団的自衛権は、権利はあるし行使もできるんだらう、このように私は思ひませう。

第 145 回 衆議院 日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

1999 年 4 月 1 日

安倍（晋）委員 今般のガイドライン関連法案の審議は、三十九年前に日米安全保障条約が改定されて以来の本格的な安全保障の論議ではないか、こういうふうにするわけでありませう。もっとも、PKO法案の論議はあったわけでありませうが、まさに我が国の安全に直接かかわるかもしれないという議論においては三十九年ぶりの議論だらう、こういうふうにするわけでありませう。

国会をめぐる情勢、国会の周りの状況は、三十九年前は、まさに十重二十重にデモ隊が取り囲んで、当時の内閣は内閣を総辞職するということをもってしかこの条約を通すことはできなかったという情勢であったわけでありませうが、現在国会の周りには極めて静かでありませう。国民も本当にこの法案の審議を冷静に受けとめているというのが現実ではないか。ですから、この三十九年の間に国民の意識は大きく変わってきたんだらう、こういうふうにするわけでありませう。

しかし、この委員会での審議を聞いておひませうと、この四十年近い安全保障論議をやはりそのまま引きずっている部分が随分あるな、このように率直に感じたわけでありませう。本来安全保障の議論というのは、いかに有効に我が国の国民の生命と財産を守ることができるかということをするべきでありませう。国民の税金から出費をしている自衛隊が機能的に活動するためにはど

うしたらいいか、果たしてその税金がちゃんと使われているのかどうかということ私は議論するべきであろう、こういうふうに思うわけであります。

しかし、残念ながらこの四十年間の議論というのは、我が国を守るべき安全保障についてその手足をどうやって縛ろうかという議論に終始をしていたのではないかと、このように思うわけであります。政策論争ではなくて、憲法論あるいは法律論にのみ集中をしてきたという、私は、残念ながらこの四十年間の歴史はそうであった、このように思うわけであります。しかし、今この論議が始まって国民の意識が大分変わってきた中であって、やはりこの委員会の論議はまさに建設的なものにしていかねばいけないだろう、こんなように思うわけであります。

先般も、このガイドライン法案について、自治体への協力を行うことについて、まるで国民が大変な被害をこうむるのではないかとという角度からの質問があったわけであります。しかし、そのときに私が感じましたことは、周辺事態というのは、我が国の安全自体が脅かされる状況であります。

例えば、朝鮮半島で有事が起こった際に、朝鮮半島にいる邦人を救出するために頑張って、しかし傷ついてしまった米兵を收容するための病院を日本の国内に探してくれ、そういう話であります。また、邦人を輸送するための米軍の飛行機が、日本の米軍の基地では足りなくなって民間の飛行場を使わなければいけない、そういうときの協力であるわけであります。

そういう状況であるにもかかわらず、日本の安全に大きな影響があるかもしれないにもかかわらず、今までと同じような通常の生活をして、ビジネスをして、海外旅行もしよう、自分の既得権には指一本触れさせないぞという、もしそういう精神構造がこの戦後の五十四年間につくられてきてしまったとすれば私は大変残念なことであると思ひますし、私はむしろ本当に恥ずかしい、このように思うわけであります。そのことをまず申し上げまして質疑に入りたい、こういうふうに思うわけであります。

このガイドライン法案に関連しまして、中国が大変厳しい反応を示しているわけであります。よく新聞等でアジアの諸国という話が出てはいるわけでありますが、私は、中国のみであろう、北朝鮮は論外であります、中国のみではないか、こんなように思うわけであります。まず、中国の対応について総理がどういう御感想を持っておられるか、お伺いをしたいと思います。

安倍（晋）委員 また、昨日の我が党の側からの議論の中で、当然、北朝鮮の領海に入った場合は、もし北朝鮮の事案ということになれば、了解が得られないということでもありますから、きのうの御答弁では、例えば米兵がそこでもしおぼれていたとしても、それは残念ながらそのまま、その中には入れない、見ていなければいけないという事態になるんだということだろうと思うわけでありますが、私が大変心配しておりますのは、果たしてそれで米側が納得するのかな、そういう気もいたすわけであります。

先般、文芸春秋に、評論家の田村玲子氏が在日米軍の海兵隊の若い兵の諸君にインタビューした記事が出ていたわけでありますが、極東有事の際、日本人のためにあなたは血を流せますかという質問をしているんですね。それにどう答えたかということ、ダニエル・ファーガソンという二十一歳の兵隊は、日米安全保障条約のある限り、日本人が行かなくても日本を守る義務がありますから、私は当然行く、このように答えているわけであります。

これが信頼関係であるということではありますが、私は、これにそんなに乗っかっていて本当にいいのかなという気がするわけであります。北朝鮮側の領海、日本の領海との間に落ちる飛行機というのは、もしかしたら邦人を乗せているかもしれない、そういう飛行機でもあるわけであります。それを、これはもう向こう側の領海であったからやめるということを、私は、本当は答弁

で言い切ってしまうてよかったのかなという感想も持ったわけであります。

もう時間がなくなりましたから最後でございしますが、自衛権の問題、この安全保障論議をするときに、自衛権の論議がずっと議論をされているわけであります。今の政府の、これは法制局長官の答弁であります、これは法制局長官の答弁であります、個別的自衛権はあり、また行使もできるけれども、集団的自衛権については、持っているけれども行使はできない、そういう法制局長官の答弁であったわけであります。

しかし、集団的自衛権というのは、国連の活動をしていく上でも、また、日米安全保障条約の前文にも両国にこの権利があるということが書いてあるわけでありまして、権利はあるけれども行使はできないという、私から言わせれば極めて珍妙な新発明、法制局長官の見解にしていることによって、いろいろと現場では、本当に現実的にこれが行われるのかどうかという不安を持っている人も多いのではないかと思うわけであります。

最後に、この日米安全保障条約が締結をされたときの、これは参議院の予算委員会でありまして、佐多忠隆という社会党の議員が、集団的自衛権は憲法は禁じている、日米安全保障条約の前文にその権利があるというのは、これは憲法違反ではないかという質問があります。

それに対して当時の岸総理大臣が、国連憲章に言っている、独立国が個別的または集団的自衛権を有するという国際関係において、日本が自由独立国家としてこれを国際法上持っていると考えていいと思う、しかし、日本の憲法を見ると、自衛隊が海外まで出かけて行ってその国を防衛するということは禁止をしている、外国まで出かけて行ってその国を守るという典型的な例は禁止をしているが、しかし集団的自衛権というのはそういうものだけではない、学説が一致をしているとは思わない、そこにはあいまいな点が残っているということを答弁しているわけでありまして。当時は、法制局長官ではなくて、総理大臣みずからがこの重要な問題について見解を、自分の責任をとるという覚悟で述べているわけでありまして。

この答弁に対して、同じ山口県、長州の外務大臣でありまして、後継者と言われております、我が長州の八人目の総理大臣と言われております高村外務大臣に、この岸答弁に対してどのような感想を持たれたかを一言お伺いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。